

各位

静岡県医師信用組合

定期預金等の満期日前解約利率算出方法の変更（改定）について

当組合では定期預金等規程の一部を改定し、定期預金等満期日前解約利率算出に関する内容を一部改定いたします。改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されますので以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の目的：

- 定期預金は満期日までお預け入れいただくことを前提に、出し入れ自由な普通預金よりも高い利率を設定している商品ですが、昨今の金利情勢の変化により、計算上、満期日迄の約定利率よりも、中途解約した際の適用利率（現時点の普通預金利率を適用するとした場合）が上回る逆転現象が一部で発生しています。
- こうした事象は、当初の約定（満期日）を守ってお預け入れいただいている多くの預金者の皆さまとの公平性を損ない、定期預金商品の本来趣旨に反するものとなることから、全ての預金者の皆さまに対して公平かつ合理的なお利息を提供させていただくためにルールの特正化を図るものです。

2. 改定の内容：

- 以下の規定に定める満期日前解約利率の計算（適用）に関する内容を一部改訂します。

対象規程	現行内容（抜粋）	主な改定内容
自由金利型定期預金(M型)規定	満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率によって計算し～	_____を削除 ※詳細は別紙のとおり
自由金利型定期預金規定	満期日前解約利率は次の利率（～この計算による利率が	
定期積金規定	解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とする）を適用します	

3. 改定日および既契約への適用等：

- 実施日：令和8年8月23日（日）
- 対象：実施日以降に新規預入・自動継続される上記の定期預金および定期積金、  
ならびに既にお預け入れいただいている定期預金および定期積金
- 経過措置：既にお預け入れいただいているお客さまで本改定の趣旨にご同意いただけない場合には、実施日の前日までの期間に限り現行の算出方法にて解約を承ります。お手数料をおかけしますが当組合フリーダイヤルあてお問合せ願います（0120-144-493）。

以上

(1) 「自由金利型定期預金 (M型) 規定」の改定内容

改定前					改定後 (_____部分)				
第10条 (満期日前解約と利息計算)					第10条 (満期日前解約と利息計算)				
(1) (省略)					(1) (省略)				
(2) 満期日前解約利率は次の利率 (小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とする。) を適用します。					(2) 満期日前解約利率は次の利率 (小数点第3位以下は切捨て) を適用します。				
当初預入期間 (→)	1 カ月以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年	当初預入期間 (→)	1 カ月以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年
解約日までの日数 (↓)					解約日までの日数 (↓)				
6 カ月未満	解約日における普通預金利率				6 カ月未満	約定利率 ×40%	約定利率 ×30%	約定利率 ×30%	約定利率 ×30%
6 カ月以上 ～1 年未満	約定利率 ×50%	約定利率 ×40%	約定利率 ×40%	約定利率 ×40%	6 カ月以上 ～1 年未満	約定利率 ×50%	約定利率 ×40%	約定利率 ×40%	約定利率 ×40%
1 年以上～1 年6 カ月未満	約定利率 ×70%	約定利率 ×50%	約定利率 ×50%	約定利率 ×50%	1 年以上～1 年6 カ月未満	約定利率 ×70%	約定利率 ×50%	約定利率 ×50%	約定利率 ×50%
1 年6 カ月以 上～2 年未満	約定利率 ×70%	約定利率 ×60%	約定利率 ×60%	約定利率 ×60%	1 年6 カ月以 上～2 年未満	約定利率 ×70%	約定利率 ×60%	約定利率 ×60%	約定利率 ×60%
2 年以上～2 年6 カ月未満	約定利率 ×70%	約定利率 ×70%	約定利率 ×70%	約定利率 ×70%	2 年以上～2 年6 カ月未満	約定利率 ×70%	約定利率 ×70%	約定利率 ×70%	約定利率 ×70%
2 年6 カ月以 上～3 年未満	約定利率 ×70%	約定利率 ×90%	約定利率 ×80%	約定利率 ×80%	2 年6 カ月以 上～3 年未満	約定利率 ×70%	約定利率 ×90%	約定利率 ×80%	約定利率 ×80%
3 年以上～ 4 年未満	-	約定利率 ×90%	約定利率 ×90%	約定利率 ×90%	3 年以上～ 4 年未満	-	約定利率 ×90%	約定利率 ×90%	約定利率 ×90%
4 年以上～ 5 年未満	-	-	約定利率 ×90%	約定利率 ×90%	4 年以上～ 5 年未満	-	-	約定利率 ×90%	約定利率 ×90%

(2) 「自由金利型定期預金規定」の改定内容

改定前	改定後（_____部分）
<p>第10条（満期日前解約と利息計算）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 満期日前解約利率は次の利率を適用します。</p> <p>①預入日の1カ月後の応当日前日までに解約する場合には、<u>解約日の普通預金利率。</u></p> <p>②預入日の1カ月後の応当日以後に解約する場合には、<u>約定利率に70%乗じた利率（小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）</u></p>	<p>第10条（満期日前解約と利息計算）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 満期日前解約利率は次の利率を適用します。</p> <p>①預入日の1カ月後の応当日前日までに解約する場合には、<u>約定利率に40%乗じた利率（小数点第4位以下は切捨て）とします。</u></p> <p>②預入日の1カ月後の応当日以後に解約する場合には、<u>約定利率に70%乗じた利率（小数点第4位以下は切捨て）とします。</u></p>

(3) 「定期積金規定」の改定内容

改定前	改定後（_____部分）
<p>第4条（給付補填金等の計算）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) ① (省略)</p> <p>②当組合がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときおよび第8条第2項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③上記①、②の計算に適用する利率は次のとおりとします。</p> <p>A. 初回払込日から解約日までの期間が1年未満のものについては、<u>解約日における普通預金利率。</u></p> <p>B. 初回払込日から解約日までの期間が1年以上のものについては、<u>約定年利回×60%（小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）</u></p>	<p>第4条（給付補填金等の計算）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) ① (省略)</p> <p>② (同左)</p> <p>③上記①、②の計算に適用する利率は次のとおりとします。</p> <p>A. 初回払込日から解約日までの期間が1年未満のものについては、<u>約定年利回×40%（小数点第4位以下は切捨て）とします。</u></p> <p>B. 初回払込日から解約日までの期間が1年以上のものについては、<u>約定年利回×60%（小数点第4位以下は切捨て）とします。</u></p>